

## 繰上げ支給制度とは？

本来の支給開始年齢よりも早く希望することにより年金を受給することができる制度です。  
(昭和36年4月1日以前に生まれた方についても、繰上げ制度が設けられています。)

## 老齢厚生年金

## ① 受給要件

- ア 被用者年金制度に加入した期間があること。
- イ 受給資格期間が10年以上あること。
- ウ 60歳以上であること。
- エ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

## ② 繰上げ減算額

支給開始年齢に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.5%（※）減額される。（※令和4年4月から昭和37年4月2日以降生まれの場合は0.4%）

## 老齢基礎年金

## ① 受給要件

- ア 60歳以上65歳未満であること。
- イ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること。
- ウ 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

## ② 老齢基礎年金の減算額

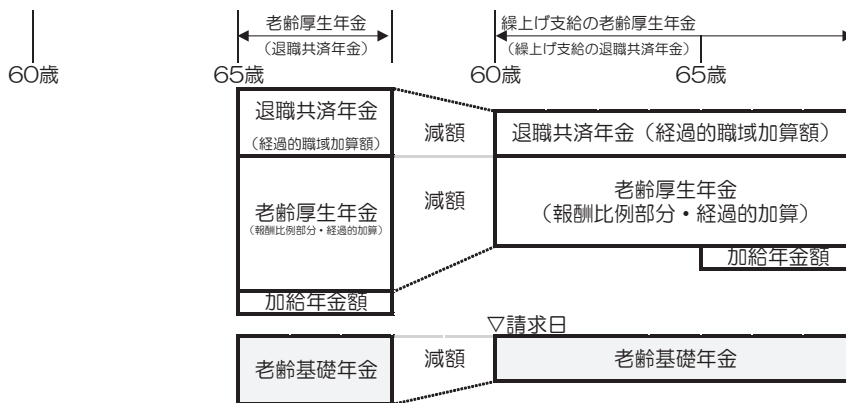
65歳に達する日の属する月から、1か月繰上げごとに年金額が0.5%（※）減額される。（※令和4年4月から昭和37年4月2日以降生まれの場合は0.4%）

## 参考

## 繰上げ支給の仕組みと算式

〈基本的な構図〉

〈繰上げ支給の構図〉



老齢厚生年金繰上げ金額 = ① + ② + ③

① 65歳から支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）×（1-0.5/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

② 65歳から支給の退職共済年金（経過的職域加算額）×（1-0.5/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

③ 65歳から支給の老齢厚生年金（経過的加算額）×（1-0.5/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

老齢基礎年金繰上げ金額 = 65歳から支給の老齢基礎年金 ×（1-0.5/100×請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

**繰上げ請求の注意点 ※ 繰上げ請求を希望される方は事前に連絡してください。**

- ① 繰上げ請求した老齢厚生年金・老齢基礎年金の額は、生涯にわたり減額されます。(減額された年金額は本来の受給年齢になっても引上げることはできません。)
- ② 繰上げ請求後に取消し・変更はできません。
- ③ 繰上げ請求後に障害等級が1級又は2級に該当した場合、障害基礎年金は請求できません。
- ④ **繰上げ請求を行う場合は、老齢基礎年金とその他の実施機関に係る老齢厚生年金もすべて同時に繰上げ請求する必要があります。**
- ⑤ 経過的加算も繰上げの対象となります。
- ⑥ 繰上げ請求書を提出した翌月から支給されます。(年金払い退職給付は除く。)
- ⑦ 厚生年金被保険者である間(在職中)は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されます。(P32参照)

**参考**

**老齢厚生年金及び老齢基礎年金を繰上げ請求した場合の計算例**

○ 生年月日 昭和36年7月22日

○ 組合員略歴

昭59.4.1

令4.3.31定年退職

組合員期間 = 38年(456月)
国民年金加入期間 = 37年3月(447月)

就職

令3.7.21

○ 支給開始年齢が65歳(令和8年8月)の者が、62歳(令和5年8月)から繰上げ請求した場合の比較

[繰上げ月数・・・老齢基礎年金=36月]

区分	通常年金額(仮定)	繰上げの年金額	繰上げ年金額の計算
老齢厚生年金	① 1,507,084 円	㉞ 1,235,809 円	①×(1-0.5/100×36月)
退職共済年金(経過的職域加算額)	② 258,295 円	㉟ 211,802 円	②×(1-0.5/100×36月)
老齢厚生年金等(①+②)	③ 1,765,379 円	㊱ 1,447,611 円	㉞+㉟
老齢基礎年金	④ 727,213 円	㊲ 596,315 円	④×(1-0.5/100×36月)

(1) 通常の場合の年金額

・65歳～(令和8年8月分～) 2,492,592 円(③+④)

(2) 繰上げ請求した場合の年金額

・62歳～(令和5年8月分～) 2,043,926 円(㊱+㊲)

(3) 比較表

通常の場合		年齢	繰上げ請求した場合	
年額	累計額		年額	累計額
— 円	— 円	62歳	2,043,926 円	2,043,926 円
— 円	— 円	63歳	2,043,926 円	4,087,852 円
— 円	— 円	64歳	2,043,926 円	6,131,778 円
2,492,592 円	2,492,592 円	65歳	2,043,926 円	8,175,704 円
2,492,592 円	4,985,184 円	66歳	2,043,926 円	10,219,630 円
2,492,592 円	7,477,776 円	67歳	2,043,926 円	12,263,556 円
2,492,592 円	9,970,368 円	68歳	2,043,926 円	14,307,482 円
2,492,592 円	12,462,960 円	69歳	2,043,926 円	16,351,408 円
2,492,592 円	14,955,552 円	70歳	2,043,926 円	18,395,334 円
2,492,592 円	17,448,144 円	71歳	2,043,926 円	20,439,260 円
2,492,592 円	19,940,736 円	72歳	2,043,926 円	22,483,186 円
2,492,592 円	22,433,328 円	73歳	2,043,926 円	24,527,112 円
2,492,592 円	24,925,920 円	74歳	2,043,926 円	26,571,038 円
2,492,592 円	27,418,512 円	75歳	2,043,926 円	28,614,964 円
2,492,592 円	29,911,104 円	76歳	2,043,926 円	30,658,890 円
2,492,592 円	32,403,696 円	77歳	2,043,926 円	32,702,816 円
2,492,592 円	34,896,288 円	78歳	2,043,926 円	34,746,742 円
2,492,592 円	37,388,880 円	79歳	2,043,926 円	36,790,668 円
2,492,592 円	39,881,472 円	80歳	2,043,926 円	38,834,594 円
2,492,592 円	42,374,064 円	81歳	2,043,926 円	40,878,520 円
2,492,592 円	44,866,656 円	82歳	2,043,926 円	42,922,446 円
2,492,592 円	47,359,248 円	83歳	2,043,926 円	44,966,372 円
2,492,592 円	49,851,840 円	84歳	2,043,926 円	47,010,298 円
2,492,592 円	52,344,432 円	85歳	2,043,926 円	49,054,224 円
2,492,592 円	54,837,024 円	86歳	2,043,926 円	51,098,150 円

# 13

## 老齢厚生年金の繰下げ請求

65歳以降の老齢厚生年金については、その受給権(65歳の誕生日の前日)発生後1年(66歳)を経過する前に老齢厚生年金の請求を行わなかった場合には、請求により老齢厚生年金を75歳到達まで(※)繰り下げて受給することができます。

この場合における老齢厚生年金の額は、政令で定める額(繰下げ月数1月当たり0.7%)が加算されます。(※昭和27年4月2日以降生まれの場合)

### 繰下げ支給開始月等の取扱い

- ① 老齢厚生年金の繰下げ支給開始月は、当該申出のあった月の翌月からとなる。
- ② 老齢厚生年金の支給の繰下げは特別支給の老齢厚生(退職共済)年金には適用しない。
- ③ 老齢厚生年金の受給権が発生したとき、又は受給権の発生から1年を経過するまでの期間において、退職・老齢を支給事由とする年金以外の年金受給者となったときは、繰下げ請求はできない。(障害基礎年金は除く。)
- ④ 老齢厚生年金の受給権が発生してから1年を経過した日後に退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となり、その後繰下げを申し出た場合は、退職・老齢を支給事由とする年金以外の受給者となった日において申し出があったとみなされる。

# 14

## 年金の併給調整

### 《一人一年金が原則》

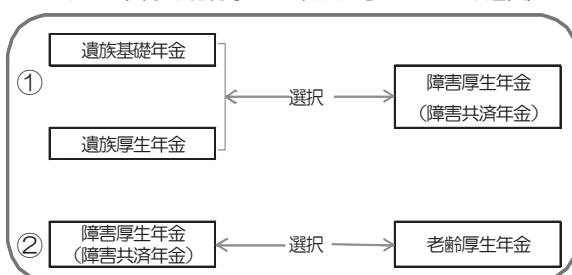
公的年金制度の年金は「一人一年金」による給付が行われています。2つ以上の給付事由の異なる年金の権利を受けた場合は、本人の選択によりいずれか1つの年金を受けることになります。その場合、他の年金は支給が停止されますが、将来に向かって選択することは可能です。(選択に当たっては、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。)

- 【例】 ・すでに年金を受けている者が、新たな年金を受けられるようになった場合  
 ・2つ以上の年金の権利があり、いずれかの年金額が変更となり受け取る年金を変更した方が有利になる場合 など

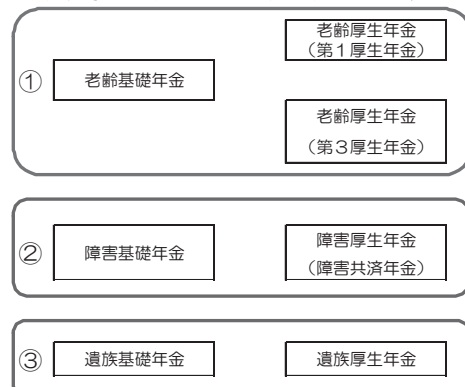
なお、例外として、同一給付事由により支給される年金については、一つとしてみなされ受給することができる年金もあります。

### (主な事例参考)

2つ以上の異なる給付事由の年金(どちらか一つを選択)



### 給付事由が同じのため、支給される年金



被保険者または被保険者(組合員)であった者が平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚、又は婚姻の取消し(以下「離婚等」という。)をした場合、その被保険者若しくは被保険者(組合員)であった者又はその配偶者であった者から請求があったときは、両者の婚姻期間中の給料(標準報酬月額)及び期末手当等(標準賞与額)(以下「標準報酬総額」という。)を分割することができます。

(1) 離婚時の年金分割制度(平成 19 年 4 月実施)

離婚等した場合において、按分割合について当事者の合意又は裁判所の決定があれば当事者の婚姻期間に係る標準報酬総額を分割(当事者双方の婚姻期間の合計額の2分の1を上限)することができます。

平成 19 年 4 月以降の離婚等を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象となります。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度(平成 20 年 4 月実施)

離婚等した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間(平成 20 年 4 月以降の期間)に係る標準報酬総額の2分の1を分割することができます。

(3) 年金分割のための情報提供

一方の当事者又は他方の当事者からの請求により、次の情報を提供しています。

- ① 当事者それぞれの対象期間標準報酬総額
- ② 按分割合の範囲
- ③ ①及び②の算定となる期間
- ④ 第1号改定者及び第2号改定者の氏名

(4) 年金分割請求(標準報酬改定請求)

原則として、離婚等が成立した日の翌日から起算して2年を経過した場合は、年金分割請求はできません。

(5) 情報提供請求書、標準報酬改定請求書の取得窓口(ワンストップサービス(P36)対象) 第1号~第4号厚生年金実施機関

(2つ以上の種別の期間がある場合、いずれか1つの実施機関にまとめて請求)



情報提供請求書及び標準報酬改定請求書が必要なときは、支部事務局年金グループ(P38)まで連絡してください。

《請求書の提出先》

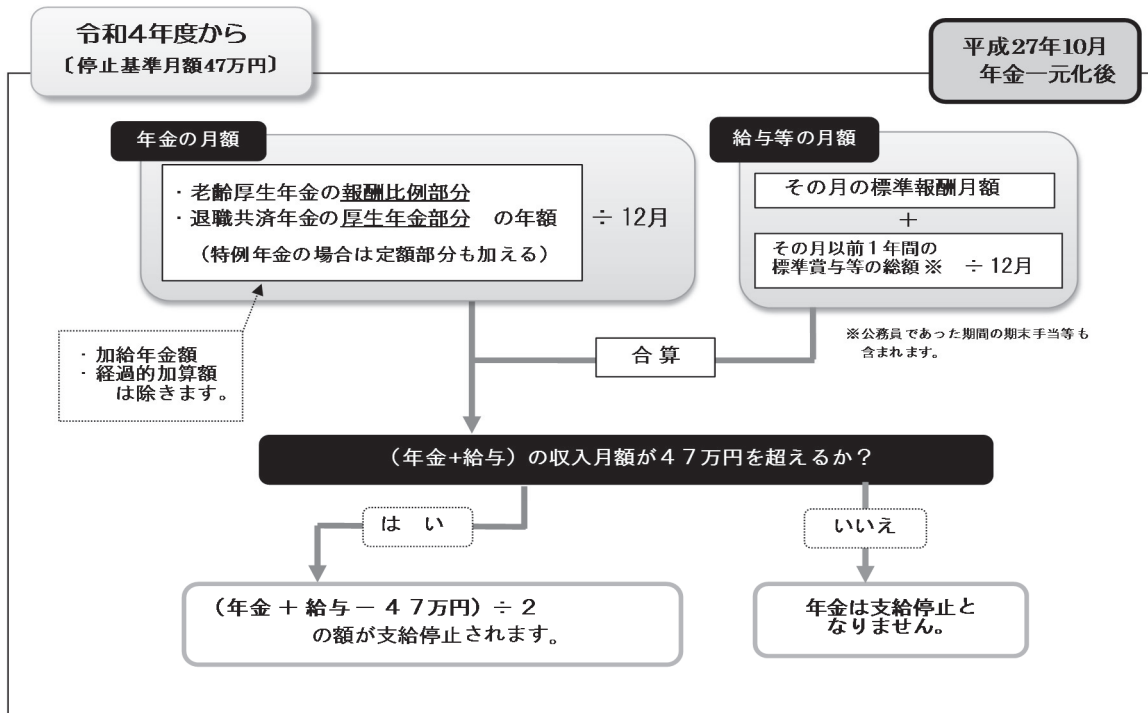
		他方の当事者(乙)		
		組合員	退職者	非組合員
一方の当事者(甲)	組合員	当事者のいずれかが所属する支部	甲が所属する支部	甲が所属する支部
	退職者	乙が所属する支部	本部	本部
	非組合員	乙が所属する支部	本部	本部 (他の実施機関へ電子回付)

# 16

## 厚生年金の被保険者である間の支給停止

厚生年金の被保険者である間、受給する年金は、全部又は一部が支給停止されます。  
 複数の老齢厚生年金を受給している場合は、合算した年金額を基礎として支給停止総額を計算し、個々の老齢厚生年金の年金額に応じて按分した額を個々の老齢厚生年金に係る支給停止額とします。

### 老齢厚生年金(報酬比例部分)又は、退職共済年金(厚生年金部分)の支給停止額



※65歳未満の者の停止基準月額28万円は令和4年3月まで

報酬比例(厚生年金)部分の支給停止額早見表

(単位:万円)

給与等の月額	年金月額(厚生年金部分)					
	10万円	11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
14万円	0	0	0	0	0	0
16万円	0	0	0	0	0	0
18万円	0	0	0	0	0	0
20万円	0	0	0	0	0	0
22万円	0	0	0	0	0	0
24万円	0	0	0	0	0	0
26万円	0	0	0	0	0	0
28万円	0	0	0	0	0	0
30万円	0	0	0	0	0	0
32万円	0	0	0	0	0	0
34万円	0	0	0	0	0.5	1
36万円	0	0	0.5	1	1.5	2
38万円	0.5	1	1.5	2	2.5	3
40万円	1.5	2	2.5	3	3.5	4
42万円	2.5	3	3.5	4	4.5	5
44万円	3.5	4	4.5	5	5.5	6

〔(年金+給与-47万円) ÷ 2〕

改正前地共済法による職域部分(退職共済年金「職域年金相当額」又は「経過的職域加算額」)の取扱いについて

○第1号・第4号厚生年金被保険者として再就職した場合

⇒ 支給

○第2号・第3号厚生年金被保険者(共済組合員等)として再就職した場合

⇒ 支給停止

老齢厚生(退職共済)年金等の公的年金は、所得税法上、雑所得として課税され、年金の支給の都度、所得税が源泉徴収されます。(障害年金及び遺族年金は非課税です。)

配偶者控除などの所得控除を受けるために、毎年「扶養親族等申告書」を提出することになります。(受給者本人の基礎的控除のみの場合は提出不要)

また、年末調整は行われませんので、本人が確定申告をする必要があります。

(1) 65歳未満で税法上の扶養親族が無い場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円)〕×5/100			
*基礎的控除		*税率	
(9万円未満の場合は9万円)		(平成19年1月から)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
108万円	9万円	0	0	204万円	17万円	3,125	37,500
120万円	10万円	500	6,000	228万円	19万円	3,875	46,500
132万円	11万円	875	10,500	252万円	21万円	4,625	55,500
156万円	13万円	1,625	19,500	276万円	23万円	5,375	64,500
180万円	15万円	2,375	28,500	300万円	25万円	6,125	73,500

(2) 65歳未満で税法上の控除対象配偶者が有る場合の徴収税額(月額)

〔年金月額－(年金月額×25/100＋65,000円＋32,500円)〕×5/100			
*基礎的控除		*配偶者控除	*税率
(9万円未満の場合は9万円)		(老人控除対象配偶者4万円)	

(参考)

年金額		税額(円)		年金額		税額(円)	
年額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	年額
158万円	—	0	0	228万円	19万円	2,250	27,000
168万円	14万円	375	4,500	252万円	21万円	3,000	36,000
180万円	15万円	750	9,000	276万円	23万円	3,750	45,000
204万円	17万円	1,500	18,000	300万円	25万円	4,500	54,000

※ 平成25年1月から所得税額×2.1%が復興特別所得税として源泉徴収されています。

(3) 確定申告について

① 確定申告の時期

毎年2月16日から3月15日まで(土曜日、日曜日に注意)

② 確定申告の提出先

受給者の住所地又は居住地の税務署等

③ 確定申告に必要な書類

ア 確定申告書用紙(税務署で配布を受けてください。)

イ 前年分の公的年金等の源泉徴収票

(本部等から毎年12～1月に送付されます。)

ウ 給与所得の源泉徴収票、保険料の支払証明書、医療費の領収書等

**【確定申告が不要となる者】**

- 令和3年度中の公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の所得金額が20万円以下の者
- 遺族・障害年金は、非課税のため申告は不要

- ・公的年金収入とは・・・公的年金制度の課税年金や企業年金の収入
- ・所得金額とは・・・利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る雑所得以外）の合計額

〔年金は、給与所得のような年末調整は行われません。社会保険料、生命保険料等を支払った場合、確定申告により、所得税の還付が受けられる場合もあります。〕

18

年金の支給日と受給後の手続き

(1) 年金の支給日

年金の支給は受給権発生日（支給開始年齢の誕生日の前日）の翌月分からです。偶数月の15日（土曜日に当たるときは14日、日曜日に当たるときは13日になる）にその支給期月の前月までの2か月分を支給します。

**ご注意ください！**

●初回の年金の振込について

初回の年金決定の審査は慎重に行われ、その後、順次決定処理を行うため、請求書を受け付けてから決定までの標準処理日数は約6か月要します。

振込日等については、年金が決定次第送られてくる年金支払通知書で確認してください。

●年金支払通知書は、原則年2回（6月・12月）に送付されます。

●年金の送金額等（金額・振込口座）が変更になった場合は、改めて年金支払通知書が送られます。

定期支給期月	2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月
受給月 (前2か月分)	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

(2) 受給後の手続き

**重要！**

主な手続き	手続方法	届出先
年金受取金融機関の変更	ホームページから「年金関係書類請求書」をダウンロードの上、記入し本部に提出後、届いた「年金受給権者受取機関変更届」を記入し提出する	本部
死亡の連絡	「年金フォーラム」（年金受給者向け広報誌）にある異動連絡票を記入し本部に提出する	本部
住所の変更	住民票と連動するため、手続不要（連動まで半年程度かかります）	-
源泉徴収票の再交付	本部年金相談室に電話（03-5259-1122）で依頼する	本部
年金証書の再交付	ホームページから「年金証書再交付申請書」をダウンロードの上、記入し本部に提出する	本部
退職改定	P4 参照	支部

※公立学校共済組合ホームページアドレス <https://www.kouritu.or.jp/>

「年金受給者（待機者）向け手続き」から「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」へ入ってください。

《 愛知県の『再任用制度』の取扱い 》 R4.4.1 時点

		短 時 間 ・ 非 常 勤		常 勤 (フルタイム)
勤務形態		19時間 20分勤務/週	31時間勤務/週	38時間 45分勤務/週 (※)
年金制度		加入しない	厚生年金 (第1号厚生年金被保険者)	厚生年金 (第3号厚生年金被保険者)
健康保険		国民健康保険、共済組合の 任意継続組合員など	全国健康保険協会	共済組合
雇用保険		非 加 入	加 入	加 入
60歳未満の配偶者 (国民年金第3号 被保険者)		国民年金第3号→1号 への <b>変更手続き</b> を居住 地の市区町村で行う。	再就職先で国民年金第3号の届出の手続きをする。 (週38時間45分勤務も同様)	
年金 の 支 給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	支 給	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	支 給	年金額と給料額に応じて、全額 又は一部支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		影響なし	加入していた再任用期間分が新規決定、又は加算される。	
年金と雇用保険 との併給調整		65歳未満に限り、雇用保険からの基本手当(失業保険)を受給選択した場合は、その間、 職域年金相当部分又は経過的職域加算額を除き年金の支給が停止される。		

(※) 正規職員の所定勤務時間と同一の勤務時間の者

- ・ 定年退職後、公立学校共済組合員(第3号厚生年金被保険者)として再度加入した場合であっても、60歳未満の配偶者の国民年金第3号被保険者の資格取得手続きが必要です。

《 愛知県の『臨時的任用・任期付任用』の取扱い 》

		臨時的任用		任期付任用
期間		R2.4.1~R4.9.30	R4.10.1~	R2.4.1~
年金制度		厚生年金(共済組合) (第3号厚生年金被保険者)	厚生年金(日本年金機構) (第1号厚生年金被保険者)	厚生年金(共済組合) (第3号厚生年金被保険者)
健康保険		共済組合	共済組合	共済組合
雇用保険(※)		非 加 入	非 加 入	非 加 入
在職中に老齢厚生年金を受給している場合				
年金 の 支 給	①退職共済年金 (経過的職域加算額)	<u>支給停止</u>	支 給	<u>支給停止</u>
	②老齢厚生年金 (報酬比例部分) ※厚生年金部分の額	年金額と給料額に応じて、全額 又は一部支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全額 又は一部支給停止になる。	年金額と給料額に応じて、全 額又は一部支給停止になる。
再任用期間 終了後の年金		加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。	日本年金機構が支給する老 齢厚生年金に加算される。	加入していた期間分が新規 決定、又は加算される。

※令和2年3月31日以前は雇用保険に加入